

別紙 浮き屋根に係る流出事例(事例毎)

浮き屋根式タンクの供用期間中に、浮き屋根上(ポンツーン内を含む)へ危険物が流出(にじみ、漏えい等)した事例について、事例毎に内容をできるだけ詳しくご記入ください。

選択式の場合であっても、補足内容を記入欄にできるだけ詳しくご記入ください。

- 1 都道府県名 #REF!
- 2 消防本部名 #REF!
- 3 事業所名 #REF!

○流出事例の概要

- 1 タンク種別 *1 (選択式) KL
- 2 浮き屋根形式*2 (選択式) mm
- 3 容量 mm
- 4 内径
- 5 高さ
- 6 内容物
- 7 漏洩場所 (選択式)
記入欄
- 8 漏洩の原因 (選択式)
記入欄
- 9 流出の程度 (選択式)
- 10 概要

例を参考に、応急措置に至った経緯、応急措置の具体的内容、措置後の点検頻度、また恒久措置までの期間について記載してください。

○補修方法について

- 1 補修方法 (選択式) 記入欄
- 2 1の補修方法に至った経緯 (選択式)
- 3 応急措置(仮補修)の具体的内容 (選択式) 記入欄
- 4 応急措置後の点検頻度 (選択式) 記入欄
- 5 応急措置後、恒久補修までの期間 年 月
- 6 当該仮補修で使用可能と考える期間の程度 年 月 程度

*1 特定新法タンク：昭和52年2月15日以降に設置許可申請がされた特定屋外タンク貯蔵所、又は昭和52年2月15日より前に設置許可を受けた、若しくは設置許可申請がされていた特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が危険物の規制に関する政令第11条第1項第3号の2及び第4号に定める技術上の基準に適合したもの

特定旧法タンク：昭和52年2月15日より前に設置許可を受けた、又は設置許可申請がされていた特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が危険物の規制に関する政令第11条第1項第3号の2及び第4号に定める技術上の基準に適合しなかったもの

*2 シングルデッキ(耐震基準該当)：危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号)第4条の21の3に規定するもの(一枚板構造の浮き屋根のうち、容量2万キロリットル以上又はHcが2.0メートル以上のものであるもの)